

「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、現在自社で供用中の「岩屋ウインドファーム」(総出力 32,500kW、定格出力 1,300kW の風力発電設備 25 基)及び「尻労ウインドファーム」(総出力 19,250kW、定格出力 1,750kW の風力発電設備 11 基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力約 4,300kW の風力発電設備 14 基に建て替える事業である。

一方、本事業の対象事業実施区域の周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下、「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下、「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。また、ユーラス岩屋ウインドファーム、ユーラス尻労ウインドファーム及び隣接するユーラス北野沢ウインドファーム(以下「既存の 3 発電所」という。)では、オジロワシ及びクマタカその他の鳥類がブレード等に衝突した可能性がある死骸が確認されている。本事業では、バードストライクのリスクを回避するための一定の配慮がみられるが、建て替え後の環境影響の予測には不確実性が伴い、既存の 3 発電所における事例を踏まえた当該リスクを回避又は極力低減するための調査、予測及び評価並びに事業計画について、本準備書への反映が不十分であることから、今後さらなる検討を進めることが必要不可欠である。

また、対象事業実施区域及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が設置済み又は環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、既存の 3 発電所において、オジロワシ及びクマタカその他の鳥類がブレード等に衝突した可能性がある死骸が確認されている。

本準備書については、計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見(平成 27 年 2 月 19 日)及びそれを踏まえた経済産業大臣意見(平成 27 年 2 月 27 日)にて、「風力発電設備の配置計画の作成及び環境保全措置の検討を行うに当たっては、既存の 3 発電所での死骸確認事例を基に鳥類の衝突事故の原因等の検証を行った上で、風力発電設備への鳥類の衝突事故による重大な影響を回避するよう行うこと」、「オジロワシ、オオワシ等の冬季の生息状況の把握については、専門家等の助言を聴取した上で、生息有無や飛翔状況等の調査の適切な方法及び内容を検討すること」等を求めていたところである。しかしながら、既存の 3 発電所での死骸確認事例を基に鳥類の衝突事故の原因等の検証が不十分であり、オジロワシ、オオワシ等の冬季の生息状況の把握については、12 月及び 1 月に調査を実施しなかったこと、クマタカの死骸確認事例を本準備書に記載していないことから、計画段階環境配慮書に対する主務大臣の意見を勘案した調査、予測及び評価が行われているとは言い難い。このため、風力発電設備の配置等の検討の際に重大な影響を十分に回避・低減するため、今後さらなる検討を進めることが必要不可欠である。

(1) 事業計画の見直しについて

2.(1)(2)及び(3)の調査結果並びに今後の検討を踏まえ、風力発電設備の規模又は配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、その結果に応じて、騒音、風車の影等について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

鳥類に対する影響

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されており、オジロワシ及びクマタカその他の鳥類がブレード等に衝突した可能性がある死骸が確認されていることから、本事業の実施に伴う鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等による重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避または低減する観点から、以下の措置を講ずること。

(1) オジロワシ、オオワシ等の冬季の生息状況の把握については、評価書の作成までに、専門家等の助言を聴取した上で、12月及び1月を含む冬季の生息有無や飛翔状況等について適切かつ確実に調査を実施すること。

(2) バードストライクの発生を低減するために、専門家からの意見等を基に既に発生しているオジロワシ及びクマタカのバードストライクの発生要因について、評価書の作成までに、確実に検証を行うこと。

(3)(1)及び(2)の結果を踏まえ、風力発電設備の配置を再検討し、稼働調整、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の対策を講ずること。

- (4) 鳥類の風力発電設備への衝突事故や移動経路に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無及び渡り鳥の経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突事故や移動の阻害等、希少猛禽類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- (5) 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。